

平成20年第1回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成20年3月11日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時34分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	10番	足利光治君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

欠席議員(2名)

9番	平野洋一君	11番	遠山昭二君
----	-------	-----	-------

出席説明員

市長	田効子進君	副市長	相山慎二君
副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部 次長兼建築課長	土岐浩二君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 病 院 院 長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長 松 川 英 一 君

農 業 委 員 會 長 伊 藤 暁 君

監 查 委 員 三 原 紘 隆 君

監 查 委 員 長 佐 藤 準 一 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

議 會 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員、11番 遠山昭二議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は14名でしたが、遠山昭二議員から一般質問通告の取り下げ申し出がありました。これにより、質問者は13名となります。

それでは、あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

3番 伊藤隆雄議員。

3番(伊藤隆雄君)(登壇) 平成20年第1回定例会に当たり、通告に従って一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、土別市農業・農村活性化計画についてお伺いをいたしたいと思います。

初めに、合併後の新市としての新たな計画において、具体的にどう取り組むのか、その施策についてお伺いをしたいと思います。

御承知のように本活性化計画は平成15年度までの第1期計画、その後の20年までの第2期計画を経て、今年度から合併後の新たな計画として第1期5カ年計画をスタートさせるものであります。

そこで、この計画に当たっては、過去の実績と動向を踏まえて、その反省と教訓を生かすとともに、今日の農業・農村を取り巻く環境の中で、時代に即応した新たな発想とビジョンを持って具体的に創造し、農業者の理解と協力を得て、その施策が実践されるように基本的な指針として示すことが今強く求められているものと考えております。

本市農業をめぐる情勢は、WTO、FTAの貿易交渉の行方、米政策改革による需給調整、消費者の食の安全・安心への要求の高まり、少子高齢化、輸入農産物の増加等によって需給環境の悪化など、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、特に需給環境の悪化は農畜産物の価格低迷、あるいは農業所得の減少を招き、農村の少子高齢化の進展と相まって、農業後継者の担い手不足の大きな要因となっております。現状のまま推移すると、農業従事者の高齢化

と農家戸数の減少が進むなど、地域の農業がまさに多くの課題に直面しており、農業・農村は大きな転換期を迎えております。

加えて、このような状況から、担い手への農地集積も進展せず、耕作放棄地の発生や集落機能の崩壊の懸念もあって、これらの対策は急を要するものがあります。更に、食肉偽装や食品の不正表示の発覚など、食に対する消費者の信頼を失墜させていることなど、農業の生産現場においては一層の安全・安心で良質な農畜産物の生産が求められております。したがって、今後においては、国内外の情勢を的確にとらえて、本市の農業・農村を守る強い決意を示さなければならないと考えております。

今回の活性化計画に当たって、その具体的対策と方向性を施策の中でどう取り組むのかお伺いするものであります。

次に、今日農業と農村の抱える具体的な課題と今後の方向についてお伺いいたします。

本市農業の目指すものは、消費者の求める安全・安心で良質な農畜産物の生産、更に消費拡大に向けた地産地消の取り組み、食文化の伝承など、食育推進、自然環境と調和した農業の推進が基本であります。私は次の3つの課題を重点に、今後の対策を考えるべきと思います。

1つには、農家の経営体質の強化を図り、安定的な農業所得を確保して農業の持続的発展と農家戸数の減少を食い止め、農業従事者高齢化への担い手対策を重点とした対策であります。

2つには、収益性の高い農業生産体系の確立と消費者の求める農畜産物の生産と需要にこたえるロットの確保であります。そのことが活力ある農村づくりにつながるからであります。

3つ目には、農業生産法人、集落型経営体の育成を図り、農業者のネットワークを構築し、適宜な情報伝達によって価値観を共有できる農村コミュニティを拡充して、地域農業と農村社会を守ることが重要と考えるからであります。

以上の各課題の解決に向けた対策が今回の計画に盛り込まれて、そのことをいかに実践に結びつけるかが、また課題でもあります。いずれにしても、今回の計画において、その施策の具体的な考え方をお伺いするものであります。

3点目は、農産物の収量アップに向けた取り組みについてであります。

新たな計画として、農業所得を上げるために、5年間で30%の収量アップを位置づけておりますが、その具体策についてであります。収量アップに向けて、しべつ農村塾の開設の目的とその実践についてであります。

実証箇所は15カ所で、小麦、大豆、ビートの3品目について実証試験を行うことになっておりますが、しかし、その基本になるものは、その土壌条件がどうかということが私は大事だろうと思います。そのためには、その実証圃の土壌分析が必要であります。現在、普及センターの実施しているのは、簡易土壌評価であって、分析の項目はpHとECだけであります。他の機関、例えば剣淵町の農業センターにおいては、分析項目は8項目を実施しております。

したがって、今後、本市においても主要3品目の収量アップに取り組むのであれば、土壌条件確認のため積極的な土壌分析に向けて、適正施肥による増収とコスト低減を図るための

土壌分析センターなどの設置も考える必要があるのではないのでしょうか。この点についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目でありますが、林産業の振興と活性化についてお伺いいたします。

まず初めに、林産業の経営基盤の強化を図るための具体的施策についてであります。

林産業の現況は、森林所有者の施業意欲の減退や林業施業者の減少、高齢化、担い手不足等で依然として厳しい状況にあります。一方、外材の輸入については、中国の需要が拡大しており、したがって、国内の輸入は減少傾向にあり、また、木材需要の増加や加工技術の向上によって国産材の用途も広がっており、価格や自給率の向上も見られております。

しかし、建築基準法の見直しによって建築申請許可が厳しくなったこともあり、更に、この地域は依然として景気回復の兆しが見られず、住宅建設への市民のマインドは低く、その状況からして極端に減少しており、木材産業は先行き不透明の中で、一段と厳しい状況にあるわけです。

したがって、今後市有林、民有林を含めて下刈り、つる切り、除間伐、保育、植林等の作業を実施して、地場産業の活力を引き出し、雇用の確保も含め、林業、木材、林産業の発展のため、地材地消の普及や地域材のさらなる需要拡大に努め、経営基盤の強化と活性化を推進することは極めて肝要であると考えます。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業の内容と推進方策についてであります。

御承知のように、この事業は平成19年度から23年度までの実施期間となっておりますが、森林整備を通じて国土保全、水源の涵養などの多面的機能の発揮、森林所有者による施業実施区域の明確化作業及び歩道の整備等の地域活動を支援する制度であると認識しておりますが、この事業の内容と今後の具体的な取り組みについて説明をいただきたいと思います。

そして、もう1点は、森林環境保全整備事業への取り組みと推進方策についてであります。

この事業は、市有林の健全な維持造成を図り、林産資源の充実と山村振興とありますが、この事業による地域経済、木材、あるいは林産業に与える影響とその効果はどのようなものか。そして、この事業の今後年次的な推進方策について伺いたいと思います。

以上、農業と林業の振興についての2点についてお伺いいたしましたので、これらについての今後の課題解決に向けた取り組みについてお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 伊藤議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に、私から士別市農業・農村活性化計画について御答弁を申し上げ、林産業の振興、活性化対策につきましては、経済部長のほうから御答弁を申し上げます。

お話のように、本市を取り巻く農業情勢は、米を初めとする農畜産物価格の低迷や農業者の高齢化による農家戸数の減少に加えて、WHOやオーストラリアとのEPA交渉など、一段と厳しい条例下に置かれております。このような中であって、本市の農業・農村が堅実に発展を

していくためには、命と暮らしの根幹をなす食料の生産と、それを支える農業の大切さを十分に理解をする中で、市民が一丸となって活力あふれる農村づくりを推進することが何よりも重要であります。

そこで、新たな活性化計画の策定に当たっての基本的な方向性についてであります。1つには、これまでも進めてまいりました土づくりであります。農業の原点である土づくりは、農業がある限り永遠の課題であり、いつの時代にあっても農地を健全なものにするために、改めて農業の足元をしっかりと見つめ直しながら、環境と調和した持続可能な農業の展開を目指すために、この根幹となる土地基盤の再構築が極めて重要なことと位置づけをいたしているものであります。

また、1つには、人づくりについてであります。

お話のように、これ以上の農家戸数の減少は集落機能そのものを崩壊させることが懸念されるものであり、何としても現在の農家戸数を守り、これ以上の減少は避けなければなりません。このためには、次代を担う青年や女性などすぐれた人材を確保、育成できる総合的な施策の展開が極めて重要なこととありますので、新たな計画におきましても、人づくりをしっかりと位置づけする中で、農村機能を維持、発展させようとするものであります。

更に、もう一つの柱は、農産物の収量アップであります。

農家におきまして、農産物の収量増加を図ることは、これまた農業がある限り永遠の課題であり、新たな計画におきましては、農産物の収量アップを大きな柱として位置づけをいたしたものであります。

次に、本市の農業が目指すべき3つの重点課題についてお話がございました。

1点目は、本市農業の持続的発展のための担い手を重点とした対策であります。

ただいま申し上げましたように、人づくりを大きな柱とする新たな計画におきましては、農村のすべての人々が支える農業・農村の確立を基本に、中核となる担い手農業者と、それを支える高齢・小規模農業者が地域一体となって農村集落を支えるという考えのもとに、農業者の全体を担い手として位置づけをいたしてきたところであります。

こうした基本的な考えのもとに、担い手支援事業は後継者対策を初めとして、新規参入者の初期の投資を軽減する対策、更には青年や女性が積極的に活動できるものとして、総合的な対策を講ずるものであります。また、この担い手支援事業は、その時々々の情勢に即応できるものとして展開をいたしてまいりる考えであります。

2点目は、消費者の求める農畜産物の生産と需要に応じたロットの確保であります。

農産物の安定したロットの確保は、農業の振興を図る上で極めて重要であります。このため、これまで農協を初めとする関係団体や生産者の方々とともに、産地として品質向上と多様なニーズにこたえる安定したロットの確保に努め、道内外において安全で安心な農産物のPRや物産展への参加、更には市場の開拓など積極的に取り組んできたところであります。

こうした取り組みの中で、例えばブロッコリーにつきましては、市場性が年々高くなってき

ており、作付面積で見ましても5年前に10ヘクタール程度であったものが、今年度は90ヘクタールを超える状況となっております。今後におきましても、こうした取り組みによる農産物のロットの確保は不可欠なものでありますし、生産農家の所得向上を図る上におきましても、極めて重要なことでもありますので、新たな活性化計画においても農産物の生産体制の強化をしっかりと位置づけするものであります。

3点目は、農業生産法人などの育成を図り、農業者等のネットワークを構築しての農村コミュニティの拡充であります。

農村コミュニティを守ることは、地域の資源や農業を守り、ひいては農村社会全体を守ることにつながるものであります。このため、本市では国内外の目まぐるしく変化する農業情勢に的確に対応できるよう、農作業受委託の推進や法人を目指した営農の組織化の促進、更には法人と法人化を目指す農業者のネットワークの構築を進めているところであります。また、地域ぐるみでこの変革期を乗り越えるためのオピニオンリーダーの養成を行うことで、担い手を確保、育成していく地域農業者の安定化を図ってまいるものであります。

次に、農産物の収量アップに向けた取り組みについてお尋ねがありました。

1つには、収量アップに向けたしべつ農村塾の開設の目的と実践であります。

このしべつ農村塾は、農産物の収量アップを図るため、2人の農業応援アドバイザーの助言をいただき、栽培技術の試験、研究や情報の分析を行いながら、市内の農業者みずからが実証し、みずからがその収量を確認するものであります。そこで、この実証に係る検証についても、地域の農業者全体で行い、次の生産段階において実践することにより、本市全体の生産性の向上を図るものであります。

また、農村塾での実証試験における土壌診断の必要性と土壌分析センターの設置についてであります。お話のように土壌診断は作物の安定生産のために土壌養分を適正な状態に保つだけでなく、窒素やリン酸による環境負荷の低減という面におきましても重要となるものであります。こうした診断結果に基づいて、効率的な土壌改良と施肥などを行うことによって、安定した農産物の生産と環境保全が保たれるものとするものであります。

そこで、平成20年度から計画をしているしべつ農村塾での実証圏におきましても、ただいま申し上げましたような土壌診断の重要性から、農産物の収量アップを図るためには欠くことのできないものと考えるところであります。したがって、今後におきましても、農業応援アドバイザーの助言をいただく中で、土壌診断を含めた一連の実施計画を策定しながら、収量アップに向けた取り組みを行うものであります。

なお、土壌分析センターの設置についてであります。現在、本市で行われている土壌分析は普及センターでの簡易分析に加え、農協や中山間地域等直接支払制度の活用による一般分析、更に道内の土壌分析センターにおける微量要素などを含めた高度な分析であります。お話のセンター設置につきましても、土壌分析の重要性は十分認識をいたすものであります。現段階においては難しい課題と考えますので、現体制において、まずは現行の技術対策による土づく

りを推進し、安全・安心で高品質な農産物の安定生産を図るものであります。

以上申し上げてまいりましたが、農業・農村を取り巻く環境が転換期にある今日、とりわけ北海道は我が国の食料王国でもあり、農業を基幹産業とする本市は、その一翼を担うだけに、その果たす役割と責任は極めて重要であります。したがって、今後におきまして新たな活性化計画を着実に推進することで、本市農業・農村の振興に鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、林産業の振興と活性化対策についてお答えいたします。

初めに、林産業の経営基盤強化を図るための具体的施策についてであります。

近年、世界の木材需給構造の変化や輸入コストの高騰に伴い、日本の輸入量が大幅に減少しており、カラマツ等の道産木材に対する道内外からの需要が高まってきている状況にあります。このような中で、林産業の経営基盤の強化を図るには、木材そのものが安定的な価格で販売されるものとならなければなりません。その中で、近年、カラマツの間伐材は集成材として、住宅建築用材にも活用されており、安定供給可能な製品として着実にそのシェアを拡大しておりますことから、公営住宅、学校等の公共施設の建築用材としても積極的に利用していくことが地材地消の推進になるものと考えております。

また、市有林を含む民有林における植林、保育、間伐、伐採等の施業については、森林環境保全整備事業や民有林活性化推進事業などを初めとした国・道の各種補助事業に積極的に取り組むことで、林産業の活力を引き出し、雇用の確保につなげることが肝要であると考えております。

このようにして安定的な材価を得ることのできる木材生産を目指すとともに、一方では、こうして生産された地場優良材のよさをまずは消費者に理解してもらい、有効に活用してもらうことも重要であると考えております。そのためには、各関係機関の協力で開催される地材地消セミナーや、毎年実施しております森林ウォッチングなどを実施することで、森林、林業、林産業関係者と市民との交流を通して、地材地消の普及や地域材の有効利用の促進を図り、今後の林産業の振興と経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業の内容と今後の具体的な取り組みについてであります。

本事業は、適切な森林整備を通じて、森林の有する国土保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化作業及び歩道の整備等の地域活動を支援するものであります。

本市では、国土の保全や地球温暖化の防止など、森林が本来持っている多面的な機能が民有林において十分に発揮されていないという状況から、平成14年度から18年度までの5カ年にお

いて、この事業を積極的に実施することで森林の計画的な整備を目指してきたところであります。また、平成19年度以降も支援の要件と内容が一部改正される中で本制度が継続となりましたことから、平成19年度から23年度までの5カ年間、この制度を実施しているものであります。

そこで、事業の内容と今後の具体的な取り組みについてであります。

まず初めに、森林施業計画の認定を受けた森林が支援の対象となり、対象森林は9齢級以下の人工林及び12齢級以下の育成天然林で、支援の対象行為は境界の確認、施業実施区域界の刈り払い、簡易ぐいによる標示等の施業実施区域の明確化及び施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の新設、補修などの歩道の整備などであります。

これに係る交付金対象森林面積は3,410ヘクタール、交付単価は1ヘクタール当たり5,000円で、各年度における総事業費は1,705万円となり、負担割合は国が2分の1、道と市がそれぞれ4分の1となりますので、市の負担額は416万3,000円であります。

なお、平成19年度については年度途中からの事業開始となったため、年度内実施可能である協定締結団地を26団地の中から10団地を選定いたし、その面積は1,596ヘクタールで、総事業費は799万円となっております。事業実施によりまして、森林所有者の方々は森林の持つ多面的な機能に対する理解や森林整備の重要性に対する認識が深まったことによって、森林施業計画に基づいた計画的かつ効率的な整備が促進されてきたところであります。

したがいまして、今後も施業実施区域の明確化及び歩道の整備等をしっかりと継続実施することで、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させ、環境の保全にもつながるものとなるように実施いたしてまいりたいと考えております。

次に、森林環境保全整備事業の取り組みと推進方策についてであります。

この事業は、森林整備事業や林道等の路網の整備を総合的に推進し、森林の有する国土保全、水資源の涵養等の公益的機能の高度発揮を目的として実施される事業であります。

事業内容は、地ごしらえ、植えつけ、間伐などの各種事業を平成18年から22年までの5カ年間、本市の森林施業計画に基づいて実施するもので、国費と道費による補助率が68%となる高額補助であります。したがいまして、森林を整備する上では最も優位な事業でありますことから、基本的には今後におきましても、市有林の整備につきましては、本事業を活用しての整備を考えております。

平成19年度の実績につきましては、伐採、間伐が19.52ヘクタール、造林が6.38ヘクタール、保育が44.82ヘクタールの総面積70.72ヘクタールで、総事業費は1,265万5,000円となっており、事業実施に当たっては、いずれも市内の事業所が受注しておりますことから、森林、林業の活性化はもとより、この効果は地域経済全体に及んでいるものと考えております。

以上申し上げてまいりましたように、森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行い、健全な森林を育てる力強い林業、林産業を目指すために、平成20年度に向けて策定されました土別市総合計画において、前期・後期の10年間の事業実施計画を立てたところでありますので、今後も長期的視点に立った森づくりを推進し、

その恩恵を後世の人々が享受できるよう、森林整備の重要性をしっかりと位置づけする中で、計画的な森林の整備に鋭意努めてまいる考えであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、20年度の市政執行方針にかかわって、田苅子市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

高齢者がこの地域で、このまちで安心して住み続けられるまちづくり、高齢者を初め市民みんなが人間らしく生きていける社会の実現を求めて質問いたします。

小泉内閣と、それに続く安倍内閣の構造改革によって、若者から高齢者まであらゆる階層で貧困と格差が大きく広がりました。更に、福田内閣は生活者、消費者が主役と言いながら、今年度の国家予算案でも、昨年度に引き続き社会保障費を2,200億円も抑制しています。これは構造改革路線の継続であり、国民収奪の路線継承にほかなりません。

2002年度から2007年度まで年金支給額を減らし、医療費の窓口負担をふやし、介護保険ではホテルコストを徴収し、診療報酬や介護報酬を大幅に削減し、生活保護の老齢加算まで廃止してしまうなど、この5年間の累計で1兆4,000億円もの社会保障予算が抑制され続けてきています。医療難民とか介護難民などが出現するほど、今や日本の社会保障は破綻に突き進んでいると言えます。既に実施されている年金課税の強化、住民税非課税措置の廃止など、税制改悪もまた高齢者の暮らしを圧迫しています。

そして、更に今年度4月からは75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の導入や、70歳から74歳の医療費自己負担を1割から2割へ引き上げるなど、医療制度改悪が実施されようとしています。その上、現行の65歳以上の介護保険料の年金天引きに加えて、65歳から74歳の国民健康保険料も天引きされます。また、後期高齢者医療制度の対象者75歳以上の方々からもしっかり医療保険が年金天引きされるのです。更に、来年の10月からは住民税も年金から天引きされることになっております。まさに国民収奪、高齢者いじめ、国民から有無を言わずむしり取る非情な政治と言わざるを得ません。

このような自民・公明政権が推し進めてきた、またこれからも進めようとしている構造改革路線は、国民の願いに背き、憲法25条を踏みにじるものだと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、高齢者のみの世帯では、その43%が年収200万円以下であり、100万円未満も17%に上ると示しています。また、国民年金しか受けていない人は910万人であり、その受給額は1人当たり平均月額で4万6,600円に過ぎず、月額2～3万円や無年金の人も膨大な数に上るとしています。また、大まかな貧困、生活保護基準以下で年収150万円未満の貧困層は、65歳以上の男性単身者の30%であり、女性単身者の53%です。

また、日本の65歳以上の総体的貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟25カ国中7番

目に高い貧困率であると指摘しています。ちなみに、2000年のOECD報告書では、日本全体の総体的貧困率はアメリカに次いで2番目に高いことを明らかにしています。これはコスト削減、利潤追求を進める企業が、パートやアルバイト、派遣などの賃金の低い非正規職員を増やしたことが格差を大きくしていると報告書は指摘しています。

貧困と格差の問題は、高齢者ほど深刻です。安心の老後とはほど遠い生活を強いられていると言えます。特に本市のような農村地域での高齢化の進行は、農業後継者がいないための農業衰退、過疎化の進行による限界集落の発生、そして地域社会そのものの存続の危機すら迫ってきています。農村に住む高齢者は、都会の高齢者とはまた違った大きな不安を抱えざるを得ません。高齢ゆえに農業をやめたくても、少ない年金だけでは暮らしていけず、借金も幾ばくか残っており、細々と農業を続けるしかないという農家の人もいらっしゃいます。

打ち続く社会保障費の抑制、高齢者や障害者など弱い立場の人たちへの負担増、自助努力のかけ声で地方自治体すらも国の構造改革路線を踏襲してきた結果、人々は本当に不安と苦しい生活を余儀なくさせられております。このような市民生活の実態をどのように受けとめておられるのか。特に、高齢者の方々の生活をどのようにお考えか、お聞かせください。

後期高齢者医療制度が実施されると、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者や寝たきりの人、それと人工透析患者は、これまで加入していた国保や健保を脱退させられ、新しくできる後期高齢者だけの医療保険にまとめて組み入れられます。

この制度の法案を審議する国会での厚生労働委員会で、日本共産党の高橋ちづ子議員は、「なぜ75歳以上や65歳以上の寝たきりの方など、社会的に弱い立場の人だけをまとめて1つの制度にするのか」と質問しましたが、これに対して当時の川崎厚生労働大臣はこう答えています。「高齢者と若い人には期待される医療の中身が違います。若い人は病気を直して職場に復帰してもらいたいけれども、高齢者は終末期医療を充実させることです」。まさに医療費削減ありきで、一生懸命働いて生きてきた高齢者の人生や存在をも否定する考えです。

この制度のねらいは、国の財政負担と大企業の保険料負担が増えない仕組みづくりにあります。団塊の世代が高齢化のピークを迎える2025年に向けて、医療給付費を8兆円削減すること、そのために入院日数を減らし、病院のベッド数を減らして、長期入院患者を病院から追い出そうとしています。また、診療報酬を定額制にして保険給付を制限しようとしています。増え続ける医療費を抑制しないと大変なことになる、医療費の財源がないなどと宣伝して、制度実施を既成事実としていますが、今の日本に財源がないわけがありません。減税で利益を2倍にした大企業から、その利益にふさわしい負担を求めたり、アメリカの戦争支援の軍事費をやめるなどすることで社会保障の財源は十分生み出せるのです。

2月28日、今国会に野党4党が一致して後期高齢者医療制度を廃止する法案を提出しました。制度の導入を撤回させ、70歳から74歳の病院窓口負担を2割に引き上げることや、65歳から74歳の国保料を年金から天引きするという医療改悪の中止も求める内容になっております。

昨年年第4回定例会での私の質問に対し、市長は「制度の4月実施は決定されており、実施

を凍結することは困難だから、運用の中で考慮すべきは検討して国や道へ適切な措置を求めていく」と述べております。運用を開始しなくても、もう既に数々の問題が明らかになっており、このまま実施することは高齢者に不利益になるばかりであることは明らかなのです。

お聞きしますが、この制度の内容そのものについてはどのようにお考えなのでしょうか。高齢者の福祉、幸せにつながるものとお考えでしょうか、お聞かせください。圧倒的多数の高齢者は、決して富裕とは言えず、むしろ苦しい暮らしを強いられております。このような市民をむち打つような制度を認めるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

制度が廃案にならない限り、4月にはスタートし、円滑な実施が最優先されるでしょう。しかし、事務的な運営は運営としても、制度の成り立ちや制度の内容に対する考え方が政府の言う医療費の抑制や効率化をよしとするのか、高齢者の福祉や幸せを第一に思うのかでは、さまざまな問題解決への取り組み方が違ってくると考えます。

次に、20年度予算案にかかわって、介護保険料についてお聞きいたします。

今議会には、介護保険総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が提案されています。これは税制改悪の影響で住民税が非課税から課税になった人や世帯に対して、平成18年度と19年度の2年間にわたって、第4段階と第5段階の保険料が軽減され、更に20年度も同様な軽減策を実施するというものです。18年度と19年度は国の制度としての激変緩和措置ですが、20年度は各自治体の裁量で実施されるものです。

お聞きしますが、本市が激変緩和措置を延長した理由は何でしょうか。また、19年度の介護給付費準備基金の額と財政面からの延長理由もお聞かせください。

さきにも述べましたが、後期高齢者医療制度の導入や灯油価格の高騰、更には物価の高騰など、少ない年金で暮らす高齢者にとって介護保険料の軽減策は当然求められる施策だと考えます。

更に、本市においては、低所得者を対象とした独自の保険料及びサービス利用料の軽減策があります。保険料軽減策としては、第1段階の第1号被保険者を対象にして4分の3を減免するものです。対象条件は、老齢福祉年金の受給者で、その世帯に属する者の収入がそれぞれ老齢福祉年金の額より低いという条件で、本来ならば年額1万9,400円の保険料が4分の3減免で4,800円になります。しかし、老齢福祉年金受給者は、生きていれば92歳以上の方々であり、対象者はごくごく少数ではないかと思えます。

また、第2段階の第1号被保険者を対象として4分の1を減免する軽減策もありますが、こちらの対象条件は被保険者本人、世帯主、世帯員それぞれの収入が老齢福祉年金額より低いという条件になっています。本来ならば年額1万9,400円の保険料が4分の1減免により1万4,500円になります。老齢福祉年金額は41万円くらいですので、こちらも対象者は少ないのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、20年度の第1段階の軽減対象者及び第2段階の対象者は何人と見込んでいるのでしょうか。また、それぞれの減免額及び軽減策に係る総額は幾らになるのでしょうか。

うか。

私はこんな時代だからこそ、合併前の土別市において実施していた軽減策を復活させるべきではないかと考えます。すなわち第2段階の対象者を広げるべきだと考えます。あるいは第3段階のボーダーラインの方々も軽減の対象に考えてもよいのではないのでしょうか。17年度の実施実績から考えますと、基金を利用すれば実現できるのではないかと考えます。対象者の条件や減免率などを十分検討して、第2段階や第3段階において保険料軽減の対象者を広げることを求めますが、お考えをお聞かせください。

次に、昨年第2回定例会においても実現を求めましたが、リンパ浮腫治療に必要な弾性スリーブや弾性ストッキングなどの国保適用についてお聞きいたします。

中央社会保険医療協議会は、リンパ浮腫の治療用具であるこれらストッキングやスリーブなどの購入費用を保険適用できるとし、更に医療機関に診療報酬を支払う管理料も設定しています。制度として確立され、今年4月から保険適用がされるとのことですが、本市としてその対応に取り組まれているのでしょうか、お聞きいたします。

最後に、教育行政にかかわって、学習指導要領の改訂案についてお聞きいたします。

2月15日、文部科学省は学習指導要領を10年ぶりに改訂し、その改訂案を発表いたしました。日本の子供たちの学力低下を憂い、算数や国語など主要教科の授業時間を増やしています。授業時数増は30年ぶりのことだそうです。小学校1年生の授業が毎日5時間になったり、学力偏重で競争や落ちこぼれが広がるなど、子供たちの健やかな成長を阻害することにならないか心配です。

現在の学習指導要領の理念は、ゆとりの教育です。いじめや登校拒否、校内暴力など、子供たちを取り巻くさまざまな問題が発生する中で、子供たちに生きる力をつけることが求められ、授業時間や学習内容を減らし、週5日制にするなどのゆとりの教育が社会的に歓迎されました。そして、ゆとりの教育の具体的実践として、総合的な学習が取り組まれ、知識偏重ではなく学ぶ楽しさを子供たちに体感させることで、生きる力や確かな学力を育てるとしています。今年度の教育行政執行方針においても、総合的な学習の時間を中心として教育計画を進めるとしています。

先生たちは授業に創意工夫を発揮して、総合的な学習に取り組んできていますが、今回の学習指導要領改訂案では、総合的な学習の時間は縮小されています。主要教科の授業時間を増やし、教師の授業のやり方を細かく指導することなどで子供たちの学力を向上させるとしています。

お聞きしますが、総合的な学習を教育現場ではどのように評価し、総括しているのでしょうか。また、ゆとりの教育は子供たちの学力向上には役に立たなかったのでしょうか。

2006年、教職員を初めとするたくさんの国民の声に背を向けて、安倍内閣は教育基本法の改悪を強行しました。今回の学習指導要領改訂案は、この改悪された教育基本法に忠実です。国を愛する態度や公共の精神を受けて、道徳教育は道徳時間をかなめとして、学校教育全体を通

じて行うとし、全教科を通じて道德教育を行うことを明記しています。そのために、道德教育推進教師という教師を各学校に配置するとしています。現場の教職員や有識者たちは、増える授業時間、子供の権利や人権擁護に触れない道德教育、あるいは教師の自主性を押さえ込むような指導法の点検など、たくさんの重大な問題を指摘しています。

今回の学習指導要領改訂案について、どのようにお考えかをお聞きして、私の質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から20年度市政執行方針について答弁を申し上げまして、20年度予算案及び教育行政につきましては、それぞれ担当部長並びに教育委員会のほうから答弁を申し上げることにさせていただきます。

最初に、市政執行方針にかかわって、政治姿勢についての御質問がございました。私は市長に就任以来、「勇気・決断・実行」をモットーに市政運営に当たってまいりましたが、このたび議決をいただきました土別市総合計画には、今後10年間の本市のまちづくりの方向性が示されており、本計画を着実に推進し、市民一人一人が生涯にわたっていきいき・のびのび生活できるまちづくりを目指して市政の運営に当たってまいり所存であります。

私は日ごろの行政執行に当たり、1つには、地方があって国をつくっているという意識を強く持つこと、2つには、農村があって都市が成り立っていること、3つには、制度変更には地方がきちとした考え方を国に述べること、4つには、市民の小さな活動の集積こそそのまちの活力を生み出す原動力そのものであること、こういったことをしっかりと念頭に置いて、市長としての仕事に当たってきており、いふなればこれが私の政治姿勢とでもいうことになるかと思っています。

次に、国の政策に対する考え方ではありますが、小泉内閣から始まった国の構造改革に伴い、国庫補助負担金の一般財源化によって補助金の見直しが進められ、また、三位一体改革による税源移譲についてはごく一部にとどまるなど、地方自治体の財政も一段と厳しい状況にあります。加えて、政府は2006年の歳出歳入一体改革により、少子高齢化で膨らむ社会保障費の自然増分を2011年度までの5カ年で1兆1,000億円を圧縮する計画を決定し、2007年、2008年度は2,200億円を圧縮したのであります。

このようなことから、高齢者を初め低所得者の市民生活に直接かかわる医療費の負担増、生活保護の老齢加算の廃止や所得税、住民税の定率減税の廃止など、市民生活は大変な状況にあります。また、この構造改革によって、強者と弱者の二極化が促進され、正社員並みに働いてもぎりぎりの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアを生み出すなど、格差社会が一層進んでいるのであります。

そこで、このような状況を考えるとき、国民の願いに背き、憲法第25条を踏みにじるものだとのお話がございました。憲法第25条は申し上げるまでもなく、健康で文化的な生活を保障す

るとともに、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上増進に努めなければならないとうたわれており、国におきましても、この精神を受けて各種政策を推進してはおりますが、現実の国民生活を見ますとき、本当に厳しい状況にあることは私も認識をいたしているところであります。

更に、農村地域での高齢化の進行は、地域社会そのものの存続危機でもあり、引き続き社会保障費の抑制や高齢者や障害者などの弱い立場の人の負担増を考えますとき、このような市民生活の実態をどう考えているのかとのことでありますが、低所得者にとりましては大変厳しい状況にあり、憂慮いたしているところであります。

このようなことから、私といたしましては、本市の福祉や市民生活に直接かかわる施策などにつきましても、総合計画を基本としながら、各種計画に基づき、多様化・高度化する住民ニーズへの対応と住民福祉の向上を図ってまいりたいと考えておりまして、厳しい財政状況にはありますものの、現行施策を維持するとともに、さらなる市民福祉の向上に向けて最善の努力をいたしてまいりたいと考えております。

国の行財政改革に当たりましては、健全な財政運営と適切な制度改革により、国民が健康で生き生きと生活できることを願いますとともに、真摯に改革に伴う痛みの問題等の対応に当たっていただくことは当然でありますし、地域社会の存続危機や格差が仮に更に広がるような場合には、これまでも同様に北海道市長会あるいは全国市長会を通して、国に強くこの是正方を訴えてまいらなければならないものと考えておりまして、さらなる決意を新たにしますものであります。

次に、後期高齢者医療制度についてお尋ねがございました。この制度は、我が国の急速な高齢化に伴い、高齢者の医療費が急激に伸びていくことが予想される中、国民皆保険を維持して、将来にわたって持続可能なものとしていくことを目指したものであります。

医療費で見ますと、平成15年度では国民医療費約31兆5,000億円のうち、約11兆7,000億円が老人医療費であり、国民医療費に占める割合は36.9%となっております。この割合は、昭和60年度で25.4%、平成5年度では30.6%でしたが、この10年間で6ポイント以上増えたことになるわけであります。

このようなことから、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度を実現するために、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、また、世代間で負担能力に応じて公平に負担していただくとともに、公費を充てることによって国民全体で支え、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者の心身の特性や生活実態等を踏まえて、この4月から独立した医療制度として実施されるものであります。

本制度の実施に向けましては、さまざまな考え方があることは、私も承知をしております。国におきまして新しく創設された医療制度をどのように進めていくかについて、運営の主体であります北海道後期高齢者医療広域連合の議会におきましても、多くの意見が出され、活発に議論がなされてきたところであります。また、広域連合の構成員でもあります市といたしましても、市民に制度を理解していただけるように説明会を行ってきましたが、引き続きこの周知

徹底に努めてまいります。

私といたしましては、さきの議会で小池議員の御質問にもお答えしておりますように、まずは4月からこの制度が円滑に実施されることが大切であると考えておりますが、市民を守る立場で奮闘をとの議員の御発言を激励の言葉と受けとめさせていただき、施行後の運用の中においてさまざまな課題を検討し、関係機関を通じて適切な運営に向け、要請などに努めていかなければならないものと思っております。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君）（登壇） 私から、介護保険料の軽減についてお答えいたします。

まず、介護保険料の税制改正に伴う激変緩和措置の延長についてであります。平成16年及び平成17年の税制改正で、公的年金等控除の縮小と高齢者非課税限度額の廃止により、収入が変わらなくても住民税課税者となり、保険料段階が上昇するケースが生じたことから、2年間の激変緩和措置を講じているところであります。

そこで、この措置を延長する理由についてであります。税制改正で大幅な負担増加になっている世帯が多く、平成19年度で終了すると、更にその額が上昇することから、国の第4回介護保険料のあり方等に関する検討会で審議された結果、保険者の判断により、平成20年度も措置を継続できるように政令の改正が行われております。そのことを受けて、本市においても住民税課税世帯となった夫婦世帯など措置該当者が多いことから、負担軽減を図ることが必要と判断し、1年間措置の延長を行うこととしたところであります。

この措置を延長した場合、推計ではあります。第4段階で186人、軽減額は92万7,000円、第5段階で618人、339万円と見込んでおり、合計で431万7,000円となります。また、平成20年度市独自の保険料軽減対象者は、第1段階で2人、減免額は2万9,000円、第2段階で50人、24万5,000円と見込み、合計で27万4,000円の軽減を予定しており、軽減策の総額は合わせて459万1,000円を見込んでおります。これに充てます財源としましては、現在約1億2,744万円となっております。介護給付費準備基金積立金を充てることといたしております。

次に、市独自の軽減策につきましては、合併前の土別市では遺族年金など非課税収入を含む収入が65万円以下の方に対して、保険料の4分の1を軽減する対策を講じ、平成17年度実績で128人の軽減を実施しておりましたが、第3期計画の市独自軽減対策は老齢福祉年金額を基準とした低所得者を対象として実施しております。

その理由といたしましては、第3期計画では低所得者の負担の軽減を図るため、保険料の段階を細分化し、課税年金収入が80万円以下の方を新第2段階として保険料を第1段階と同じ率に設定したところであります。これにより新第2段階の保険料負担が市独自の4分の1軽減策以上に減額され、その該当者を1,670人と推計いたしましたので、さきの軽減策を大きく上回る被保険者の負担軽減を図れることになりました。

そこで、新第2段階の方が本来負担する保険料については、2万9,100円から1万9,400円と

なり、1人当たり9,700円減額になりますことから、推計人数分で1年間に1,619万9,000円保険料が不足することになります。その不足額を他の保険料段階の方に転嫁すると、基準額が引き上がり負担の増加になりますので、この不足分は基金を充てて補うことにいたしましたところがあります。

しかし、この2年間、介護療養型施設が医療型へ転換するなど給付費が推計を下回るとともに、国の財政調整交付金が計画以上に交付されていることから、基金の取り崩しに至っておりませんが、以上の理由から、第3期計画の最終年であります平成20年度においても、市独自軽減対策を現行のとおり実施し、財源としては基金で対応していくものであります。

なお、平成20年度は平成21年度から23年度までの3年間の第4期計画策定の年でありますので、介護保険料に関する国の動向や高齢者人口及び介護給付費を推計する中で、保険料の基準額が決まっていりますので、第2段階の方々の負担額に配慮しながら、介護給付費準備基金積立金の有効な活用を図ることも含めて、計画の策定作業を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上を申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 弾性スリーブ等の健康保険適用につきましては、私から答弁させていただきます。

乳がん、子宮がんなどの後遺症によって、腕や足がむくんでしまうリンパ浮腫の治療に用いる弾性スリーブや弾性ストッキングの療養費適用につきましては、昨年第2回定例会におきまして小池議員から御質問があり、その際、保険適用は国民健康保険に限らず、被用者保険を含めすべての患者が公平にその適用を受けられることが医療保険の本来の望ましい形と考え、保険制度として確立されることが大切と答弁させていただいたところがあります。

そこで、議員のお話にございますように、本年2月13日に中央社会保険医療協議会がリンパ浮腫の治療用具である弾性スリーブや弾性ストッキングなどの購入費用の健康保険適用及び入院中におけるリンパ浮腫指導管理料の設定について、平成20年度診療報酬改定案に盛り込み、答申されたところでありまして、3月中旬に官報で告示され、その後、厚生労働省から具体的な取り扱い等について通知される予定でございます。

弾性スリーブや弾性ストッキングなどの購入に係る保険適用の詳細については、今後通知されると思われませんが、弾性スリーブや弾性ストッキングなどの購入費用が多額になり、家計を圧迫している状況もありますので、今回の改正により、すべての患者が公平にその適用を受けられる仕組みが確立され患者の負担が軽減されることは、まことに歓迎すべきことと存じます。

そこで、具体的な取り扱いといたしましては、国民健康保険に療養費の支給申請をしていただくこととなりますが、その際、治療上弾性スリーブなどを必要とする医師の証明書と購入した弾性スリーブなどの領収書を添付していただき、保険適用となる7割分あるいは9割分をお支払いすることと想定されますので、その取り扱いについて関係する医療機関と確認作業を行

ってまいります。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から、学習指導要領の改訂案についての御質問にお答えいたします。

まず、今回の学習指導要領の改訂案でございますが、お話のように先月15日、文部科学省は公表したところでありますが、この改訂案は大きく分けて5つの骨子がありまして、1つには、生きる力の理念を継承し、それを支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視、2つには、知的活動やコミュニケーションの基盤となる言語活動を充実、3つには、授業時間数を増やし、特に理数教育を充実、4つには、伝統や文化に関する教育を充実、5つには、道徳は教科化しないが、学校全体を通して教育を行うといった内容が改訂案の骨子でございます。

特に特徴的なものとして、10年前の改訂で掲げた生きる力の理念は継承しつつも、ゆとり教育の象徴でありました総合学習の時間を減らし、算数、数学、理科を中心に授業時間数を小・中学校とも30年ぶりに増やすものでありまして、小学校は1こま45分ですが、低学年で週2こま、中・高学年で週1こま、中学校は1こま50分でございますが、週1こまの増となる見込みであります。

こうした学習指導要領の改訂の背景には、OECDの国際学習到達度調査などにおいて、日本はこれまで得意とし、日本の科学技術発展の基礎となつてまいりました理数系で順位を下げ、また、読解力の不足が指摘されました。更に、昨年実施されました全国学力学習状況調査の結果でも、知識についてはおおむね理解しつつも、習得した知識を活用する力や学習習慣、学習態度に課題が指摘されたところであります。現行の学習指導要領の目指す目的が必ずしも十分達成できていない状況が見られたところであります。

こうしたことから、今回の改訂案につきましては、これまでの学校現場での課題を踏まえ、生きる力をはぐくむという従来の目標は維持しながらも、確かな学力を確立するために、総合的学習の時間を見直し、子供たちが学習にじっくりと取り組める必要な時間数を確保し、ゆとりとか詰め込みというのではなく、基礎的・基本的な知識、技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成をいわば車の両輪として伸ばしていくことを目指すものであると思っております。

このため、子供たちがつまずきやすい内容の確実な定着を図るための繰り返し学習や観察、実験やレポート作成などの知識、技能を活用する時間を充実し、更に学習意欲の向上、学習習慣の確立などについて具体的な手だてを図り、真の生きる力の実現を目指しているものと私どもは受けとめております。

また、あわせて改正教育基本法の趣旨も踏まえまして、豊かな人間性や感性をはぐくむ道徳教育の充実を図るために、評価を伴った教科化は見送られたものの、道徳教育推進教諭を中心に、学校教育全体を通して基本的な生活習慣、社会生活上の決まりを身につけ、善悪を判断し、

人間としてしてはならないことをしないようにするなどの道徳性を養う道徳教育の推進が明記されたところでありますが、現在いじめや不登校、子供たちの学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動、規範意識や体力の低下など、教育をめぐる社会状況は深刻なものがありまして、このような背景をもとに盛り込まれたものと考えております。

更に、伝統と文化の尊重に関する内容が盛り込まれ、中学校においては武道が必修科目となることが示されたところであり、また、小学校ではこれから一層進展する国際化に対応するため、外国語を通じてコミュニケーションを図る外国語活動が導入されたものであります。

次に、総合学習についてのお尋ねであります。総合学習は現行の指導要領で学校週5日制とともに導入され、各学校が地域や学校、児童・生徒の実態に応じ、国語や算数などの教科の枠を超え、創意工夫を生かした教育活動を行うことのできる時間でありまして、みずから学び、みずから考える力を身につけさせる。調べ方、まとめ方、発表、討論の仕方などを学び、問題解決や探求活動に主体的に取り組む態度を育てるなどをねらいとして、国際理解、環境、福祉などの課題の取り組みや自然体験、ボランティア体験などの社会体験、観察、実験や見学、調査など、学校の特色を生かした活動を行うよう定められたものであります。

この総合的な学習の時間につきましては、文部科学省の教員や保護者、児童・生徒に対する意識調査の結果を見ますと、創意工夫ある授業計画の組み立ての機会が増加し、児童・生徒のみずから調べ、まとめ、発表する力や、思考力、判断力、学び方や学習意欲への向上につながったと肯定的な意見が多く聞かれる一方、その実施内容、方法がすべて各学校にゆだねられたことによりまして、一部の学校においては具体的な目標や内容を明確にせず実施し、単なる体験に終わっていたり、担当する教員の力量により大きな差が出るなど課題が指摘されたところであります。

このようなことから、平成15年、学習指導要領の一部改正が行われまして、学校ごとの目標及び内容等を示す全体計画を作成すること、子供の実態と状況に応じた適切な指導と学校外の教育的資源を積極的に活用することが盛り込まれたところであります。

現在、土別市におきましては、このような経過を踏まえ、教育行政方針にも述べましたように、それぞれの学校や児童・生徒の実態に応じ、各教科との関連を図りながら、ALTを活用した国際理解教育、インターネットを活用した情報モラル指導、学校農園での作物栽培や農業、酪農体験、福祉施設への訪問交流活動といったさまざまな取り組みを地域の協力も得ながら実施しており、子供の問題意識に応じた実験や観察、調べ学習や体験学習を通じて、応用力、みずから調べ、考え、まとめ、発表する力や、思考力、判断力などの育成など、生きる力の育成につながっているものと思っております。

今回の改定案におきまして、授業時間数が週3時間から2時間に減ることとなりますが、限られた時間であっても、教科との関連を深め、総合学習で身につけた力や好奇心を算数や理科などの教科を学ぶ動機づけにつなげ、子供の興味を一層深めて展開していくことが重要であり、子供たちの真の学力向上のためにも大切であると考えております。

いずれにいたしましても、この新学習指導要領の完全実施は、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度となっております。文部科学省は21年度から授業時間数を増やし、補助教材も検討するとしておりますが、小学校における英語教育や中学校の武道授業などに関する教員養成の課題とともに、教師が指導方法を研究する時間的、精神的な余裕の確保や教員定数の増など、条件整備も含め多くの課題も残されております。

また、御意見にありました道德教育の内容、実施方法や詰め込み教育への回帰を懸念する声もありましたので、今後この案に基づきさまざまな論議がなされるものと思っておりますので、文部科学省において市町村等の教育現場への正確な情報提供がなされまして、学校現場や保護者、地域社会に十分理解され進められるよう願うとともに、教育委員会といたしましても、スムーズな移行に向けて学校とも連携を深めながら準備を進めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 13番 谷口隆徳議員。

13番（谷口隆徳君）（登壇） 第1回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

移住・定住及び一時滞在者の受け入れについてお伺いをいたします。

既にこの質問については、他の議員からも一般質問され、鋭意取り組んでいるとお答えであります。また、本市総合計画においても取り組みがなされていくこととなると思っておりますが、団塊の世代が退職するここ数年の時期に本市が取り組むべき緊急かつ重要な課題であると考え、改めて質問させていただきます。

移住・一時滞在などについては、道では北海道移住計画などの取り組みがなされ、本市では行政と民間とでようこそ！土別プロジェクトのもとで協議が進められていることは承知いたしております。

そこで、まず現状での受け入れ態勢の状況について、本市においては移住・定住あるいは一時滞在の方が今まで何人おられ、どこから来られ、本市のどこに定住もしくはどの程度滞在されたのかお伺いをいたします。

次に、これらの促進については、情報の提供、発信はもちろんのこと、市民と情報の共有化を図らなければならないと思っております。そして、市民個人の情報や旅行関連の商業ベース、宣伝、広報での活用、さらにはホームページの活用など幅広く情報の発信と収集をしなければならないと考えます。このことについては、既に多くの市町村が取り組み、展開を進めているところでもあります。ですから、受け入れ準備についての情報をより早く具体的に伝えることが必要となります。情報の発信や収集についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

移住や滞在への具体的な問題としては、例えば居住する場合の土地の取得や貸借の問題、一時滞在者の住居や滞在費の問題、交通アクセスの問題、趣味や嗜好の問題など多様なニーズに答えられる相談窓口の情報を発信し、相談者に懇切丁寧に対応することが重要であると思っております。

しかし、現状では、今どこに尋ねればいいのかという窓口もなかなかわからない状況でありますし、具体的な内容もわからない状態であります。団塊の世代が退職し、ゆとりのあるゆっくりにした生活を求め、移住・一時滞在などのニーズもあり、チャンスでもありますので、交流人口の増や人口増加につなげていくためにも、また観光事業の促進に対しても重要であると思いますが、今後どう取り組まれるのかお伺いをいたします。

続いて、あさひクリニックについてお伺いをいたします。

士別、とりわけ朝日地区における高齢者の人口増に伴っての医療体制の維持・充実は重要なことであり、地域住民また高齢者にとって、安心して暮らせることの要件の1つであります。市政執行方針の中で、地域住民が適切な医療サービスを受けられるよう、診療体制の充実に努めるとあり、このたび朝日地区の医療体制を現在個人経営でありますあさひクリニックを本年4月から市の診療所として管理運営するとのことで、運営形態を変更することとなっておりますが、運営形態を変更することについての経過及びその理由についてお伺いをいたします。

次に、このクリニックの運営形態を医師への委託方式とするとのことですが、他の地域の診療所と同じ形式なのかどうか、期限つき委託なのか、また待遇についてはどうなのかお伺いをいたします。

続いて、今後のあさひクリニックの医療体制についてお伺いをいたします。

現在、一時的な救急体制、つまり救急車による救急患者の処置についてはどのような処置をされているのか。また、今後の救急車による救急患者の医療の対応についてはどのようなものかお伺いをいたします。

更に、他の診療所と同じ診療時間なのか。また、休日診療については全市的に士別市内病院と同一に当番制として組み込まれるのか。

更に、往診については、特に高齢者の多い地域でもあり、地域住民患者の要望も多いと聞いておりますが、今後住民の要請に基づいて行われるのかお伺いをいたします。

今後、あさひクリニックは他の診療所と同様、市の管理運営のもとで高齢化が進む地域医療を担う診療所として、医療機器の充実はもとより、その機能を発揮して、従前より増して地域住民が安心して受けられる医療サービスを提供していかなければなりません。そのようなことから、今後の地域医療及び診療所の管理者としての見解をお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から移住・定住・一時滞在の受け入れ対策について答弁をいたしまして、あさひクリニックにつきましては、朝日総合支所長から答弁を申し上げます。

人口減少という課題を抱える中で、定住人口や交流人口の確保を図り、地域の活性化を目指すことは本市の重要な施策となっております。こうしたことから、鋭意取り組んでおりますのがまちづくりの柱となっているサフォークランド士別、あるいは自動車等試験研究のまち、合

宿の里づくりでありまして、これらについては一定の成果を上げてきているものと考えております。

そこで、移住につきましても、交流人口の拡大はもとより、定住人口の増加につながる可能性が高い事業であることから、積極的にこの取り組みを推進しているところでありまして、昨年3月には商工会議所、農協、観光協会及び各種まちづくり団体、そして行政によって、ようこそ！土別プロジェクトが設立され、相談窓口の充実を初め、受け入れ態勢の整備やPR方法等について検討作業が進められている状況にあります。

現段階の状況であります。これまでにプロジェクト事務局には電話や来庁、メールでの移住・定住相談が13件ほどありました。その内容といたしましては、定住するための住宅や土地の情報を求める内容、土別市の環境、就労についての問い合わせが主となっております。これにつきましては、相談者の希望をお聞きしながら対応させていただいておりますが、具体的に移住・定住に結びつく結果には至っておりません。しかし、強く興味を示す相談もありますことから、継続してこの対応に当たってまいりたいと考えております。

次に、情報の発信についてであります。現在は北海道移住促進協議会、北海道庁のホームページにリンクし、土別市の移住に関する情報を掲載しておりますが、こうした情報の提供に当たっては、地域の魅力や特性を的確に発信するため、内容の充実はもちろんのこと、見やすく親しみやすいものにすることが求められています。

現在の本市の移住に関する情報は、協議会や道による統一的な様式となっていることから、さらにオリジナリティを持ったものに変えていくことも必要でありますので、新年度における市のホームページの充実とあわせて、観光やイベント、移住に関する情報などを網羅したページをつくり、移住希望者の多様なニーズにこたえられるようにしていく予定であります。

また、相談窓口についてお話がございましたが、現在、移住の担当窓口及びようこそ！土別プロジェクトの事務局については、企画課に置いており、ワンストップ相談窓口としてさまざまな内容の相談にお答えをし、即答できないものに関しては、こちらから改めて連絡をするといった体制をとっております。この相談窓口は、市や北海道庁のホームページ、北海道移住促進協議会等が発刊する冊子には掲載されているものの、周知の度合いという点ではいまだ十分とは言えない状況にあるものと思っております。

移住に関する相談としては、さきに申し上げましたように、住まいとなる家や土地についてのほか、仕事や医療、福祉のことなど多岐にわたっており、相談者にとっては極めて重要な案件であることから、丁寧な対応が求められる一方で、相談窓口を明確にしていくこともまた重要でありますので、今後においては相談窓口の一層の浸透を図り、定住人口や交流人口の増加に結びつく施策となるように努めてまいりたいと思っております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 私から、あさひクリニックについてお答えいたします。

最初に、委託方式に転換する経緯と理由についてであります。あさひクリニックは平成15年4月から診療施設及び医療器具を旧朝日町が医師に賃貸し、医師個人が診療開設者となって経営し、現在に至っております。平成17年の合併協議の時点で、あさひクリニックについては市立診療所であります上士別医院、多寄医院と契約形態の違いがあり、また、施設等の賃貸契約期間が平成20年3月31日までとなっておりますことから、合併後も現行のまま存続することとし、契約期間満了後の取り扱いにつきましては、医師と協議することになっていたところであります。

合併後の平成18年10月、医師から患者数の減少や診療報酬の見直し等により経営状態が大変厳しくなっているため、市の診療所として開設してほしい旨の要望があったところであります。が、契約期間満了時までに協議することといたしていたところでございます。

今回、契約期間満了するに当たって、昨年来から医師と数回にわたって協議してまいりましたが、依然経営状況は変わっていないこと、また、委託方式転換により経営存続が可能になることなどの医師の意見に加え、地方における医師不足が深刻な中であって、新たな医師の招聘活動は困難な状況にあり、医療に不便な地区に居住する住民の健康保持には医療の空白期間が生じることがないようにすることが必要不可欠であるため、本年4月からの上士別医院、多寄医院と同様に市立診療所として開設することにいたしましたところであります。

次に、委託方式、移行後の運営形態及び医療体制についてであります。

まず、運営形態につきましては、診療所は士別市立診療所設置条例に基づき、市が開設者となり、医師との委託契約により診療所の管理運営を含めた診療業務を行うもので、契約期間については毎年度4月1日から翌年3月31日までの1年契約となっております。市及び医師双方に契約解除の意思表示がない場合は、さらに1年間延長することになっているなど、上士別、多寄の市立診療所と同様の契約内容で計画いたしております。

次に、朝日地区における救急搬送体制についてであります。士別市立病院と名寄市立総合病院が士別地方消防事務組合所管の救急指定病院となっているため、救急患者は主に士別市立病院への搬送となっているのが現状であります。

あさひクリニックにおいては、内科、小児科の疾病で病状を確認し、医師が診察、治療可能と判断されたものについては受け入れ対応しており、実績を申し上げます。平成17年が5件、18年が4件、19年はゼロ件となっております。今後におきましても、受け入れ可能な疾病については対応することとなっております。

また、往診についてであります。診断や治療技術が低い時代に行われていた一般的な往診とは違い、現在では通院が困難な状況にあり、かつ疾病が比較的安定している患者を定期的に診察する定期往診と、急病になった場合、自宅に医師を臨時的に呼んで診察してもらう臨時往診に区別されております。

そこで、あさひクリニックにおける定期往診につきましては、本人または家族など関係者の申し出により、現在対応されているところであります。一方、臨時往診はあさひクリニックに

通院されていて、病状が把握できる方については対応されていますが、初診の方にとっては、適正な治療を行うためには、病名、発病原因などの診断がまず必要になることから、設備の整っている救急外来を勧めている状況になっております。

次に、日曜、祝祭日に係る当番医についてであります。この当番医制は、市が土別市開業医師会に委託し、加入する医師間の調整の中で実施されているところであります。あさひクリニックについては、現在、開業医師会に加入しておりますが、土別市中心市街から遠隔地にあることから、当番医の指定はされておりませんが、休診日であっても医師が在宅であれば、救急患者の診察に応じているということでお聞きをしております。

以上申し上げてまいりましたが、高齢化が進む地域の住民にとって、身近な地域診療所の存続は市民の健康保持を図る上で最も重要であると考えておりますことから、今後とも施設の維持管理並びに医療機器の計画的な整備を進め、診療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成20年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、市職員の人事交流についてであります。

合併後3年度目の春が来ようとしているのでありますが、本庁と総合支所間の人事交流が意外と少ないのですが、何か大きな理由でもおありなのでしょう。

現行での状況は、旧朝日町からの本庁勤務者が14人でありまして、その内訳が課長職2名、主査が3名と一般職が9名の異動があります。逆に本庁よりの朝日総合支所勤務者は、主幹職2名と保健師が1名、そして教育委員会に1名、一般職1名で、合計4名が配属されておるのであります。

ちなみに、朝日総合支所には特別職の副市長ほか、市長部局から教育委員会、保育所の職員総数は50名となっております。合併して3年にもなるのですが、職員の異動が割合少ないのには何か理由がおありなのでしょう、お聞かせください。

地域間の問題解決には、職員の人事交流こそが早道だとも考えます。朝日町合併特例区が設定されていることがその大きな理由の1つなのでしょう。特に、旧朝日町時代からの各課の課長職には1人の異動もなく、そのポジションに大変長い期間いるのが不思議でならないのですが、いかがでしょうか。

本庁と総合支所間の人事交流を積極的に行うことが職員間の資質の向上につながり、活性化に結びつくことから、新年度においては大いに人事の刷新をしてほしいと思います。時あたかも新年度からは新総合計画の初年度でもありますので、人事交流に対して、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、職員の専門部署への配置についてであります。

特に、今年度は土木系技術者の新規採用を募集したにもかかわらず、その申し込みもなかったと聞いておりますが、今後の専門技術職採用に関しては何か対策でもあるのでしょうか。新卒者で難しいのであれば、年齢制限を緩やかにする、または一時的ならば退職者の再雇用などが必要になってくるのではないのでしょうか。

そのほかでは、本市はスポーツ合宿のまちとして全国的にも知られている中で、昨年からのドイツ陸上チームの合宿地に選ばれ、喜んで利用されたことは記憶にも新しいですし、道内にも例のないことでもあり、その招致に努力された市長には心から敬意を表したいと思います。

私はスキーを通じて雪国のスキー関係者との交流があることから思うのですが、市職員の中にもスキー競技をやった方たちがたくさんいらっしゃいますし、あるいは陸上競技のアスリート経験者がいるのですが、すべてではないのですが、その特技を生かせない環境下で仕事についていることから見て、市の産業とも言えるスポーツ合宿のまちにふさわしい担当職員の配置をするのも必要なことではないかと思うのであります。

隣の下川町では、スキージャンプの専門指導員が設置されており、その効果は皆さんの記憶の中にもあると思います。更に、新年度においては、スキークロスカントリーの専門指導員を設置して一層のスキーのまちを売り出して、全国からのスキー留学生の確保や合宿も含めての効果をおねらっていることだと思います。

スキーや陸上競技の専門指導員の職員からの配置登用することで、地元にも新しい選手が生まれる環境が整いますし、合宿者への専門担当職としての技術指導ができると思うのであります。そんなことから、この機会にこの質問をさせていただきましたが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、女性の管理職についてでございます。

市職員の中での女性職員の総人数は、市立病院以外の事務職、技術職合わせて114人で、そのうちの管理職は8人ですが、割合からすると8%と本当に少ない人数であると思います。選考基準とかいろいろあるとは思いますが、積極的な女性管理職への登用を望みたいのですが、いかがでしょうか。

2つ目に、森林整備計画についてであります。

その中で、新総合計画では、施策の内容として豊かな森林の育成と生産基盤の整備や地場産資材等の需要拡大と木材産業の振興、そして森林・緑環境の整備をすることとなっております。森林の持つ多面的機能を十分に生かした事業が計画されているのですが、その事業主体は市森林組合となっているのですが、市内の民間活力をも最大限に活用しながら事業を実施することが大事だと考えます。林業労働者の確保は森林組合に偏った施策では困るのでありますし、地元業者育成と地域活性化のためにも幅広く事業を計画実施してほしいと思います。

また、森林整備には世代を超えた計画と実施が必要とされていることから、十二分に計画はされたと思いますが、市職員の手薄な職員体制と専門職員が配置されていないことから、この機会に我々人類が未来永劫に生きていくためにも、欠かすことのできない森林整備に林業専門

職員の設置はいかがなものかと思えます。

次に、この6月の定例道議会に提出がされようとしている、仮称ではありますが森林環境税が5年間の森林目的税として検討されておりますが、この税の内容は、道民1人当たり500円と法人から徴収しようとするものであります。森林づくりには広域にわたり植林や間伐などを計画的に進めていくためには、租税による安定的な財源の確保をするために設置されるようでありますことから、本市においてもこの環境税の成立後の対策としては、総合計画に記されている以外の事業計画や新しい市有林整備や民有林整備制度など変えていく考えはあるのでしょうか。

森林の効果は、地球温暖化防止、河川・海域の保全、生活環境の保全など限りない恩恵があることから、地球規模での取り組みが必要であります。本市においても財政状況を考えるときに大変厳しいではありますが、この環境税が決定した暁には、各自治体においても積極的に取り組みがされることから、本市の森林整備においても実施計画の見直しがされると思うのですが、考え方を聞かせください。

最後の質問になりますが、朝日地区にあります一級河川ペンケヌカナンブ川の大規模改修について何点か質問いたします。

この河川は、旧朝日町時代にも、地域というより町の問題でもありましたが、ここしばらくの間、住民の間にも話題に上らなかったと感じております。河川改修問題は相当以前よりたびたびあったのですが、農地の問題等でそれぞれの受益者からの反対があったと聞いております。しかし、最近の農業情勢からして、後継者不足等の理由などで離農者が増加しているなどの観点から考えますと、地域住民の安全対策上からも河川管理者である北海道に改修要望してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

朝日地区の北海道管理河川については、おおむね大規模改修が終了しておりますが、このペンケヌカナンブ川だけはたび重なる大雨時には洪水によって田畑や道路災害等が発生しております。そこで、この河川改修問題については、新総合計画策定時には地域要望になかったのでしょうか。そして、旧朝日町職員からの意見もなかったのでしょうか。長年の地域課題でもあることから、この機会に新総合計画実施の初年度を迎えるに当たって、朝日地区の安全対策上から、河川管理者である北海道に対して強く要望してほしいのですが、市の考え方を聞かせいただき、私の質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から市職員の人事交流について答弁を申し上げ、ペンケヌカナンブ川の大規模改修並びに森林整備計画につきましては、それぞれ支所担当副市長、経済部長から答弁を申し上げます。

まず、本庁と総合支所におきまして、人事交流が少ないのではないかとのお尋ねでございます。

合併後における事務組織と機構のあり方につきましては、両市庁での業務の再編を図る中で、地域振興と住民サービスを主体的に担う総合行政機関として総合支所を位置づけたところであり、加えて、特例区が処理をする事務を含め、住民生活に急激な混乱を招くことがないように、組織体制の整備を図り、本庁と総合支所の人事異動に当たってきたところであります。

とりわけ旧朝日町の管理職にありましては、長年地域住民の方々との間で培われた信頼関係に基づき、これまで果たしてきた役割は大きく、加えて地域の政策課題に精通していることから、異動に当たってはこのような背景も十分考慮をし、地域の方々が抱かれる不安を引き起こすことがないように人事管理に努めてきたところでもありますので、御理解を賜りたいと存じます。

そこで、合併後、足かけ3年目を迎えようとしている今、職員相互の活性化の上からも、新年度において人事の刷新をとのことであります。

今日まで本庁と総合支所間の各種業務展開の推移を踏まえ、新年度におきましては、総合支所が所管する業務の効果的・効率的な執行を主眼に、行政サービスの停滞を招かないよう十分配慮する中で、職員一人一人の能力、実績を公正かつ客観的に評価をして、職員相互の連携強化と活性化に結びつくように人事異動を行ってまいりたいと考えております。

次に、専門部署にその特技等を生かせる職員の配置はとのお尋ねであります。

まず、本年度の新規職員採用に当たっては、お話のように土木技術職への応募がなく、残念ながら採用に至らなかったところであります。そこで、今後の対応についてであります。有資格者の確保に向け、年齢制限の引き上げがよいのか、あるいは資格要件を緩和をし、専門学科を履修した者を対象とするのかなど、募集要件の見直しを検討する中で、新年度において改めて職員募集を実施してまいりたいと考えております。

また、スポーツ競技に関連した専門指導員の配置、登用についてであります。お話にありましたスキーや陸上競技をみずからの特技として、その指導者たる資格を有し、競技技術向上のため専門的な立場から各種団体の指導に当たっている職員が数多くいることは承知をいたしております。このような職員をその特技を生かせる職場に配置し、専門的な技術指導によって優秀な競技選手の育成をすべきではないかとありますが、一般論として申し上げます。なら、スポーツ振興施策を行政的に推進し、これを体系的に業務として行うこと、個別競技の技術向上に向けた指導を行うことは、おのずからその目的とする趣旨が違ってくるのではない

だろうかと考えるものであります。

現状では、こうした技能を有する職員公人が一般的なボランティアとして選手等の育成指導に当たっており、中体連あるいは全道・全国規模の各種大会に選手やコーチなどとして参加する際には、職務専念義務免除の取り扱いを行うなど、日常業務に支障を来さない限りにおいて、その活動を支援しているところであります。

申し上げるまでもなく、スポーツ分野に限らず、芸術文化活動においても同様なことが言えようかと思いますが、議員のスポーツ振興にかける熱い思いとその趣旨は十分理解できますものの、現在、本市が置かれている組織上の職員体制や機構を考えますと、法令等に基づいて必ず配置しなければならない職種を除き、一定の分野に特化した専門指導員として配置や登用はなかなか難しいものと考えております。

議員も御承知のとおり、今日、行政に対する需要が一層多様化・高度化する中であって、市民の方々のニーズに的確にこたえるために、高度な知識や技能が一層求められている環境にあります。お話にありましたスポーツに関する指導技能も、広い意味では包含されると思いますが、こうした特技や資格等を生かせる部署は、本市ではある面限られており、市の職員として長期間同じ部署に在籍させることは、特殊な場合を除いて、人事管理上あるいは組織の運営の面からしてもなかなか難しいものと考えております。

しかしながら、人事異動の際には、特技や資格などを生かせる部署への配置転換により、業務を遂行する上で有用であると判断したときは、可能な限り考慮してまいりたいと考えております。

次に、市職員の女性管理職の登用にかかわってお尋ねがございました。

このことについては、昨年4月4日定例会におきまして、小池議員の御質問にもお答えをしておりますが、人事管理に当たっては職員一人一人の能力、実績を公正かつ客観的に評価をし、対処しているところであります。特に管理職への登用に当たりましては、男性、女性にかかわらず、仕事に対する考え方やその姿勢などを総合的に判断する中で登用に当たってきているところであります。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君）（登壇） 私から、ペンケヌカナンブ川の大規模改修についてお答えをいたします。

ペンケヌカナンブ川は、通称笹の平南朝日地区を縦断した天塩川に注ぐ全長20.9キロメートル、流域面積が99.5平方キロメートルの北海道が管理する一級河川でありまして、川そのものは原始河川のままでございます。

その下流域約12キロメートルの間に現在は26戸の農家が連単する南朝日地区が広がり、約300ヘクタールの水田等を中心とした農業が営まれている地区でもございます。これまでこの川による災害につきましては、昭和50年に発生いたしました大雨による災害時に、越流した河

川水によって農家1戸が床下浸水を受ける被害がありましたが、その後においては、一部水田の冠水、河岸の侵食など比較的軽微な被害が発生しているところでもございます。

こうした状況の中、昭和50年代後半に河川改修の話題が一時ございました。当時、地域の方々から流域における農地の耕作状況、耕作時の農作業の効率、あるいは改修に伴う河川用地確保などの諸問題が多々提起されたところでもございまして、改修の話は立ち消えになってございます。その後においても、地域から河川改修に関する要望は全く出ておらない状況にございます。

こうした経過から、旧朝日町における総合振興計画にも盛り込むことをいたしませんでしたし、平成18年度の新市総合計画を中心とした地区行政懇談会、あるいは昨年の市長と語る会等においても、ペンケヌカナンブ川の改修問題は一切問題にならなかったところでもございます。そういう状況の中、土木現業所におけるペンケヌカナンブ川の改修につきましても意見を聞きましたが、これまでの災害の発生状況、改修に対する費用便益等の観点から、現在は計画をされていないというふうに聞いてございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、森林整備計画についてお答えいたします。

初めに、森林の中・長期整備計画についてであります。

森林は国土の保全や水資源の涵養に加え、快適な生活環境保全などの公益に資する機能や木材等を生産する機能を有し、市民生活に深く結びついております。本市では、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行い、更に健全な森林を育てる力強い林業、林産業を目指すために、平成20年度に向けて策定した土別市総合計画においては、森林整備計画における施策の体系として、豊かな森林の育成と生産基盤の整備、地場産資材等の需要拡大と木材産業の振興、森林・緑環境の整備を位置づけする中で、前期・後期の10カ年計画を策定したものであります。

この計画では、土別市の森林や林業の目指す姿に向けた基本的な方針を示し、各種補助事業を組み入れて、森林の整備、保全はもとより、林業、木材産業の経営基盤の強化を図ることで林業後継者の育成、確保に努めていくものであります。これらの施策は森林組合を初め、林業にかかわる企業全体の積極的なかわりと協力があってこそ推進されるものであると同時に、これらの企業体がそれぞれの役割に応じた森林施業を担うことで、森林と林業による経済効果が市内全体に広く及ぶものとする考えであります。

したがって、私たちの生活環境の維持増進に欠くことのできない市民共有の貴重な財産であり、本市経済の発展に大きな役割を果たす森林の施業につきましては、今後においても中・長期的な視点に立って、森林所有者はもとより、森林組合も各企業も一体となって推進できるように意を配してまいります。

次に、林業専門職員の配置についてであります。

現在、本市の森林業務は各関係機関との連携を図りながら、本庁3名、総合支所2名の5名体制で遂行しております。このような中で、林業行政や森林整備に係るより高度な知識や技術等については、必要に応じ、上川北部森林管理署や上川北部森づくりセンター、さらには北海道森林管理局森林技術センターに指導いただいております。また、森林施業を初め植樹祭、森林ウォッチング、枝打ち体験作業、冬の森林観察会などの催しにつきましても、それぞれの関係機関の協力を得ることで効率的に実施しているものであります。

したがって、現段階においては、林業専門職員の配置を考えるものではありませんが、議員お話のように、森林の整備は人類が生きていくために欠かすことのできないものでありますことから、本市の森づくりが将来にわたって決して後退することがないように、日ごろの研修等を通して森林整備に係る担当職員の知識と技能の向上に努めるものであります。

次に、森林環境税の導入に係る対策についてであります。

この森林環境税は、昨年の第4回定例道議会において、知事から検討方向が示され、その後、有識者会議である森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会から、導入が必要との答申が出されたことを受けて、早ければ来年度の導入を目指して6月の道議会にも提案される状況にあることが新聞等で報道されたものであります。

また、森林は広域にわたって存在し、その管理形態は多様となっている一方で、森林づくりにより発揮される多様な公益的機能の恩恵は道民全体に及ぶとの考えから、この環境税は受益者負担の考え方を基本とし、安定的で公平性が確保される新たな森づくりの財源として導入されるものであります。

そこで、森林環境税成立後における対策であります。ただいま申し上げましたように、この環境税につきましては、現時点では新聞等による報道の段階であり、制度の明らかな内容等はこれから示されるものであります。したがって、今後の対応といたしましては、環境税の導入に向けた動向を十分に見きわめることが必要となります。新たにされる森づくり事業が本市総合計画10カ年における森林整備を効率的に進める上で優位性があると判断した場合は、積極的に活用するものであります。また、この活用に当たって必要と判断される場合には、計画の見直しも視野に入れながら、今後の市有林、民有林の整備がより一層充実したものとなるよう推進してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 17番 池田 亨議員。

17番（池田 亨君）（登壇） 2008年第1回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、平成20年度執行方針及び予算等についてであります。

執行方針は、市民福祉の向上のためには確固たる財政基盤のもと、未来を見据えた施策の展開が必要でありますので、行財政改革大綱実施計画及び財政健全化計画などを基本に、本年4月から本庁車両管理業務を民間に委託することを初め、事務事業の見直し、機能的でスリム化された組織機構の検討などを掲げております。

総合計画では、平成20年度一般会計は収入148億6,500万円、支出149億6,500万円で1億円の不足が生じていることを予測しております。要は計画書どおりの予算執行になるのかが問われるわけであります。予算執行は、会計年度独立が原則でありますから、前年度決算に大きく左右されることも看過することはできません。

予算の細部につきましては、予算審査特別委員会でお伺いいたしたいと考えておりますが、次の3点についてお伺いいたします。

第1点目は、平成19年度予算の決算見通しを一般会計、特別会計、企業会計の個別係数及び統合した係数について。

第2点目は、総合計画の項目で具体的に計上された本年度の予算と事業の到達目標について。

第3点目は、執行方針で特筆すべき事業として考えておられることについてお答えをいただきたいと思っております。

第2項目めは、生涯学習についてであります。

人間が豊かに生き、豊かに死んでいくことが生涯学習の究極の目的だと言われた研究者の言葉を記憶しております。生涯学習について、教育執行方針は土別市総合計画とも整合性を図りつつ、心豊かにたくましく生き、土別2世紀を切り開く人をはぐくむことを基本理念として、ゆとりと生きがいのある生涯学習社会を目指し、積極的な教育行政を推進していくことを明らかにしております。

総合計画の基本理念では、生き生きとしたまちの実現には、子供からお年寄りまであらゆる市民が大切にされ、さまざまな団体の存在が尊重される中で、そのおのおのがまちづくりの力を発揮していくことが必要ですと述べ、さらに基本計画では、市民が自己を高め、自己実現するために、人生のあらゆる時期や生活の場において、みずから学び活動できる体制づくりが求められていますと現状分析をしております。

生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律では、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮することを求めています。しかし、生涯学習概念の定義が学習者と行政担当者間の解釈に多少の違いがあることも事実として認めておく必要があるだろうと考えます。

子供からお年寄りまでを基本理念として考えるならば、2月18日、あさひサンライズホールで実施された「悲別」並びに3月18日、市民文化センターで開催予定の加藤登紀子コンサートに未就学児童の入場不可の条件の提示は、未就学児を育てられている方々の参加を結果的に制限することになるなどの弊害も想定されますことから、基本理念に反するものと考えておりますが、いかがでしょうか。生涯学習の対象のとらえ方及び未就学児童に対する考え方について見解をお聞かせいただきたいと思っております。

第3項目めは、協働によるまちづくりについてであります。

総合計画は、時代の潮流として協働のまちづくりの時代の到来と分析しております。そして、自分たちが暮らす地域は自分たちでつくるという機運が高まっているとも分析し、協働を自治

体の行政運営の基本と位置づけすることを明らかにしております。

協働とは、地域社会づくりにおいて、市民と行政が相互の理解と信頼のもとに目的を共有し、積極的に連携、協力することによって地域の公共的な課題の解決に当たろうとする考え方であり、住民と行政はパートナーとしてかかわることが条件として成り立つこととする、こういう考え方に立つならば、対等なかかわりの中で推進されるべきものでなければならないと考えております。

現在、各種条例の中で、施設使用等の際、使われている申請、許可の文言は、時代背景になじまない場合もありはしないかと思うのであります。使用態様によっては、申請は協議、許可は同意に改めたほうが時代感覚になじむ場合もあると思うのであります。いかがでしょうか、考え方を伺いいたします。

観光のまちは、本市の重要項目でもあります。おもてなしの心は市長の方針として何度か伺いいたしております。JR土別駅構内の駐輪場の設置について、本議会で柿崎議員が見解を求めた経緯がございます。市側の見解は、冬期間の雪の堆積場となる、それから屋根つきの駐車場を設置することは、他施設との均衡を損ねる、この2つの理由からできない趣旨の答弁でございました。

駅は土別の玄関口であります。土別市に通学もしくは通勤でおいでになられる方、また他市町村に行かれる方、さまざまありますが、土別市の玄関が快適感を与えることがおもてなしの心を象徴するものであると考えますならば、冬期間雪の堆積場として常設することが困難であるとするならば、冬期間撤去する方法も考えてもよいのではないかと考えます。この場合、作業をだれがするかが課題として発生いたします。このところを利用する方々や一般市民に呼びかけ、ボランティアによって進めるなどの方法はあろうかと存じます。土別市の顔、サフォークランド土別の牧柵づくりの経験は大きなヒントを与えてくれるものと考えるのであります。見解をお聞かせいただきたいと思っております。

第4項目めは、里山運動の取り組みについてであります。

21世紀は人口減少化の時代、環境の時代、食料不足の時代、水資源が問われる時代などなどの研究者がさまざまな形で警告を発しております。総合計画では、土別市の推計人口を2万人、交流人口1,000人を加えて2万1,000人としております。平成32年には1万8,897人と推計しております。また、行政面積は1,119.29平方キロメートル、このうち山林は75%を占めていると報告しております。基幹産業である農業人口は減少傾向にあると同時に、生産人口も平成17年度58.76%で、少子化現象の進行と同時に減少することが推定されております。

さらに、総合計画は、森林は市民生活に不可欠な水源涵養機能はもとより、国土保全、環境保全、さらにはいやしの空間を提供するなど多面的・広域的機能を有しています。こうした機能を十分に発揮するよう、健全な森林づくりに向けて適切な保全、整備に努めますと、向こう10年間の方向を明示しております。戦後、開拓として耕作されていた土地がどのような変遷をたどっているのかも気になるところでございます。

75%を占めると言われる山林の現況と資産評価をお伺いいたします。

また、下川町での森林経営も新聞等でお聞きするわけでありますが、その実情について、承知している部分があればお知らせいただきたいと思います。

あわせて、21世紀の環境問題を展望した里山運動など新しい視点に立って、荒廃した山林活用を考えることができないか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第5項目めは、契約事務についてであります。

1点だけお伺いいたします。過日、駅前ビルにおける水道水漏れ事故があったことは記憶に新しいわけであります。この事故をお聞きし、建物賃貸借契約書を拝見いたしますと、この事故のようなケースの処理について、貸主側の責任の明示がございません。これは契約書上、配慮不足であるのではないかと考えるのでありますが、見解をお聞きし、一般質問を終わります。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 田菰子市長。

市長(田菰子 進君)(登壇) 池田議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に、私から平成20年度市政執行方針及び予算等について答弁を申し上げまして、生涯学習、協働によるまちづくり運動、里山運動の取り組み並びに契約事務につきましては、それぞれ担当部長並びに教育委員会から答弁をいたすことにいたします。

まず、各会計の19年度決算見込みについてであります。一般会計におきましては、特別交付税の決定が今後となりますが、18年度決算における繰越金が約3億7,400万円確保できたことに加え、普通交付税にあっては、当初見込みより1億円程度上回ったことや、法人市民税、固定資産税における償却資産分が増加したほか、歳出面では、医療助成費関係や職員給与の減などから、当初予算に計上していた財政調整基金、地域福祉基金の取り崩し停止を図った上で、約3億5,000万円の黒字を確保することができるものと考えております。

各特別会計にあっては、老人保健特別会計などにおける医療費精算などの関係もあり、変動する要因はありますが、国民健康保険事業特別会計並びに介護保険事業特別会計において、それぞれの準備基金から約6,500万円と85万円の繰り入れを見込むほか、一般会計からの繰り入れにより、各会計とも実質的には収支均衡が図られる見込みでございます。

さらに、企業会計についてであります。水道事業会計では2,000万円の純利益と見込まれ、病院事業会計では19年度においても約5億円の不良債務が見込まれ、年度末の累積不良債務は13億円になるものと考えています。

そこで、これら合わせた全体の決算であります新たな財政健全化法における連結実質赤字で申し上げますと、病院の不良債務が一般会計並びに水道事業会計の黒字によって縮小されますので、約7億2,000万円の連結赤字となり、19年度の標準財政規模に対する比率、いわゆる連結実質赤字比率は7.8%となるものであります。

次に、総合計画の項目で具体的に計上された本年度の予算と事業の到達目標についてお尋ねがございました。

総合計画における主要事業として掲げた280事業のうち、平成20年度に実施する予定となっていた事業は226事業であります。博物館展示室リニューアル事業、三望台シャンツェスロープカー整備事業の2事業につきましては、以前から打ち合わせを行っていた専門業者が廃業となったことや、後年度に他の事業と統合して実施したほうが財源確保の面から有利との判断で、予算査定段階で先送りとしたことから、新年度予算で実施に至ったのは224事業となり、ほぼ計画どおりに予算を編成できたものと考えております。

そこで、この主な事業を申し上げますが、ソフト事業はこれまでの施策の継続を基本としたほか、ハード事業では朝日美土里ハイツ増床に対する補助、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用した武徳大豆調整施設、多寄ライスセンターのほか、農業法人による共同利用型の豚舎、牛舎の整備、長年の市民要望でもあった農畜産加工体験交流工房建設、北部団地E棟建設事業について取り組んでまいります。

また、道路、街路整備は、計画的に実施をするとともに、東山浄水場についても年次計画に沿って改修事業に取り組むほか、21年度の実施を目指し、多寄小学校改築の実施設計についても予算計上いたしましたものであります。

次に、20年度予算執行において特筆すべき事業についてお尋ねがありました。

20年度予算においても、これまで同様に厳しい財政状況の中ではありましたが、総合計画の着実な達成と住民福祉の向上に最大限努め、編成をいたしたところであります。その中でも、新たに取り組むこととした事業で特徴的な事業を申し上げますと、母子家庭就業環境の向上のための母子家庭就業支援事業、農業アドバイザーと若手農業者との新たな交流が生まれてきていることから、あぜ道トーク的なしべつ農村塾を運営し、経営意欲の向上、収量アップを目指すとともに、市内建設業界の状況を考慮し、官民一体となって取り組む住まいづくり応援事業、将来を担う子供たちの命を守るため、全小・中学校にAEDを配置することとしたところであります。

また、従来からの施策においても、後退させることのないよう努めたところでありますが、市内の中小企業の経営状況を考慮し、中小企業特別融資事業の拡大を図ったほか、ラブ土別・バイ土別運動の観点に立った店舗改修事業に対する助成制度を設けることとしたところであります。これらの中には事業費ベースでは小さな事業もありますが、20年度予算にあっては、ある程度生活者の視点を見据えた予算が編成できたものと考えており、民間企業において新たな展開がなされようとしているサフォークのように、官民一体となった取り組みが今後芽を出すといったことに大きな期待の持てる予算となったものと考えております。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、駅前駐車場を除いての協働によるまちづくりについて及び契約事務についてお答え申し上げます。

初めに、協働によるまちづくりであります。市民の価値観や生活様式が多様化し、暮らしやまちづくりに対する要望も多岐にわたっている現在、特に本市においては少子高齢化や人口

減少などによる地域の活力低下が懸念されており、こうした中で自治体運営をより効率的にかつ効果的に実施していくためには、市民と行政の協働によるまちづくりが不可欠になっていることは申し上げるまでもありません。

特に、この協働のまちづくりの推進によって、行政としては市民主体となった施策の展開が可能となりますし、行政の透明性を高めることにもつながっていくものであります。更に、市民の立場に立てば、社会への貢献、あるいは自己実現といった一種の生きがいを感じる生活を実現することにつながっていくものであり、市政への関心も一層高まることが期待できるものと考えます。

この協働においては、市民と行政は対等なパートナー関係の中で、互いにその役割と責任を尊重しながら、共通の課題解決のために力を合わせて仕事に当たることで、自己決定、自己責任を基調とした新しい地域社会の形成を目指すものであります。

池田議員からは、協働のまちづくりを進める上で、特に公共施設の使用に関する条例等における文言についての御意見があったところでありますが、対等のパートナー関係につきましても、市民と行政の意識の持ち方や事業推進に当たっての双方の姿勢について申し上げているところであり、行政上の施策や事業を展開する上での最終的な責任は、当然行政が担うものでありますので、公共施設の使用といった行為に対し、例えば道路や河川、公園の占用等に関しては、道路法、河川法、都市公園法の上位法の規定を踏まえつつ、条例に基づき許可をいたしているものでありますし、市内外を問わず不特定多数の方が利用する市民文化センターなどの公共施設につきましても、行政としてその管理運営に対して万全を期さなければならないわけでありまして、施設管理に当たっては、申請に従ってその内容を検討し、適格性を判断した上で使用許可を行うといった一連の行為は必要なものであると考えております。

次に、契約事務についてであります。

今年1月30日深夜、株式会社土別開発公社が所有している駅前ビル2階トイレの給水管が凍結により破損、1階の店舗、事務所、ダンス教室等を浸水させるといった事故が発生したところであります。そして、この事故に関連して、公社と入居者間で取り交わしていた建物の賃貸借契約書の中に、貸主側の責任の明示がなく、配慮不足ではないかとお尋ねでございます。

この冬は例年になく厳しい寒さが続いていた中で、2階トイレの水抜きが不完全な状況であったことからこのような事故が発生したものであり、御迷惑をおかけした入居者の皆様に対し、改めておわびを申し上げます。

まず、賃貸借の規定についてであります。当事者の一方があるものの使用及び収益を相手方にさせることを約束し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約束することによって、その効力を生ずるものと定められております。

更に、賃貸借契約における契約上の義務には、賃貸人と賃借人の双方が相手に対する義務を負うとされており、一般的には貸し手側は目的物を使用収益させ、借り手側は賃料の支払いとされております。また、目的物の維持や管理は貸し手側の義務とされているところでもありま

す。

民法第606条の規定においても、賃貸物の修繕等について定めがあり、賃貸人には目的物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うとされておりますので、賃貸人の責に帰する事由により賃借人に対し損害を与えた場合、契約書にその旨を記載しなくとも、目的物の維持や管理は賃貸人としての義務があるものと解釈されております。

なお、一般的に用いられている契約書では、賃貸借物件の保全と債権、債務を明確化することを基本に、貸し手側と借り手側の双方合意に基づいたさまざまな契約事例も見られますので、今後調査検討してまいりたいと考えております。

このたびの出水事故により、各部屋を初め、什器、備品、商品等に与えた損害については、原因者負担の原則に基づき、入居者からの被害届をもとに現在契約保険会社と協議を行っているところでありますが、できる限り入居者の皆様に御迷惑をかけないよう対応いたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、協働によるまちづくりにかかわってのＪＲ土別駅に隣接する駐輪場と、里山運動の取り組みについてお答えいたします。

駅前駐輪場につきましては、市民の利便性に配慮し設置しており、その利用内容は、主にＪＲ土別駅を利用する通勤・通学者、さらには駅前商店街等の買い物客などが利用しており、その駐輪台数は１日の多いときで約100台から150台の自転車が駐輪されております。

そこで、平成19年第２回定例会の柿崎議員の御質問に対する答弁を踏まえ、冬期間に撤去する屋根つき駐輪場の整備と、その撤去等の作業をボランティアで対応してはとのお尋ねであります。仮にお話のような屋根つき駐輪場の設置となりますと、コンクリートの基礎に軽量鉄骨の支柱をボルトで固定し、その支柱に金属製の屋根パネルをさらにボルトで取りつけるもので、ワンセットに６台ほどが駐輪でき、最大の150台を駐輪するとなりますと、25セット必要となります。また、この屋根つき自転車置き場は、ワンセットの規格が幅2.5メートル、奥行き1.9メートル、高さ2.2メートルで、重量が約100キログラムであり、これを毎年取りつけ、取り外し作業が必要となりますし、またその保管場所の確保や、さらには導入費用等、特に常設でなく取り外し方式のため、設置後の管理費もかさむなど課題も多く、設置は大変難しいと考えております。

このように撤去作業には費用などの課題も多いため、羊と雲の丘の牧柵整備を参考に、市民参加を促し、ボランティアで対応することにつきましては、ただいま駐輪場の構造等についても申し上げましたが、作業は重たい鉄骨支柱の取り外しや、その片づけ、収納といった内容で、牧柵のペンキ塗りやラベンダー植栽などとは異なり、重労働でけがなども心配され、作業も技術的には専門の方でないと困難と考えられますので、一般の市民の方々が作業に当たるということは難しいものと考えるところであります。

ただ、池田議員お話のように、土別駅は多くの方々が出入りする土別の玄関でもありますだけに、市民や訪れた方々に快適に利用していただくため、駐輪場や買い物駐車場はもとより、周辺一帯の環境整備に鋭意当たってまいりたいと存じます。

次に、本市森林の現況等について御質問がございました。

初めに、本市行政面積における森林の現況についてであります。森林面積は8万3,186ヘクタールで、この内訳は国有林6万3,107ヘクタール、道有林5,137ヘクタール、市有林2,506ヘクタール、民有林1万2,436ヘクタールとなっております。林種別では、人工林2万5,668ヘクタールで、全体の31%、天然林5万4,781ヘクタールで66%、無立木地等が3%を占めております。

この中で、市有林につきましては、人工林が1,710ヘクタール、天然林が768ヘクタールとなっており、人工林の占める割合が68%と高く、樹種はトドマツ、カラマツ、アカエゾマツ等の針葉樹が1,580ヘクタールで、大部分を占めております。民有林につきましては、人工林が5,250ヘクタール、天然林が6,396ヘクタールとなっており、人工林の占める割合は42%、樹種はトドマツ、カラマツ、アカエゾマツ等の針葉樹が4,566ヘクタール、シラカバ、ヤチダモ等の広葉樹が386ヘクタールとなっております。

そこで、これら森林の資産評価についてであります。国や道有林を管轄する機関に確認いたしましたところ、評価の算定は行っていないとのことであり。また、市有林につきましても、植栽後間もない木から40年以上たっているものまで多種多様な樹木で形成されており、その詳細な把握は困難であります。施業計画に基づいた伐採を行う際には、収支を把握するために評価を行っておりますことから、今後5年間に予定している間伐材の売却計画で申し上げますと、平成20年度から24年度までの5カ年で計画されている間伐面積約217ヘクタールの売却収入を約2,955万円と見込んでおりますが、この伐採にかかる事業経費等が多額になることから、国の補助事業を活用いたしますと、補助率が68%で市の負担は32%となり、市の負担分を差し引きますと、実収入額は約1,400万円程度と推定されます。

次に、下川町の森林経営についてであります。下川町の行政面積6万4,420ヘクタールに対し、森林面積が5万6,952ヘクタールで約88%を占めており、その内訳として、国有林が4万8,580ヘクタール、町有林が4,210ヘクタール、民有林が4,162ヘクタールとなっております。このように森林が行政面積の大部分を占めておりますことから、林業を基幹産業と位置づけし、町有林を対象に独自の森林整備を実施しており、その内容につきましては、昭和28年から平成25年度を目標年度として、毎年一定の面積に対する伐採と植栽を繰り返すことができる循環型林業の確立を目指し、各種事業を取り入れながら森林整備が行われ、また、次世代型バイオマスとして期待されるヤナギの試験栽培にも取り組んでいることを承知いたしております。

次に、21世紀の環境問題を展望する中で、新しい視点に立って里山運動など山林活用を考えることができないかとのことではあります。まさに地球温暖化対策として、温室効果ガス、二酸化炭素の削減は今日の人類にとって最も深刻な課題であり、このため、洞爺湖サミットにお

いても主要テーマとされているわけであり、今年から京都議定書においても第1約束期間とされる5カ年の期間に入り、国は二酸化炭素の排出量削減に向けて、徹底した省エネルギーの開発、導入とあわせ、この吸収源となる森林整備を強力に推進しております。

しかしながら、期間内における目標の達成は国だけではなく、地方公共団体や各企業体、さらには国民一人一人が互いに協力し、多大な努力を払ってこそなし得るものでありますだけに、今回のサミットは地球温暖化対策を身近な地域の問題として考えるよい機会となるものであります。

そこで、本市における取り組みといたしましては、士別市開基100年となった平成11年には羊と雲の丘地区の市民ふれあいの森や、また朝日地区の市有地において、平成5年度以降、市民参加のもと森林の持つ大切さを認識していただけるよう植樹祭を実施いたしております。このように市民が森林と触れ合うことにより、生活環境を大切にしながら守り育てたいという意識を高めていくことが何よりも肝要であると考えておりますし、本市では計画的な森林施業を推進することで二酸化炭素の吸収を初めとした森林の持つ多面的機能の維持増進を図り、環境にも配慮した生産性の高い森づくりを進めております。

今後におきましても、森林は自然災害から市民生活を守るとともに、心の安らぎを与えてくれるという重要な機能を持っており、特に環境問題については、市民一人一人の意識を高めていくことが重要であり、各関係機関、団体との連携を図りながら、継続した植樹祭を初め、森林ウォッチングなど市民がいつでも気軽に森林と触れ合うことができ、森林の持つすばらしさを享受できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは生涯学習についての御質問にお答えいたします。

サンライズホールや市民文化センターで実施する事業、特に鑑賞型事業につきましては、演劇、音楽、芸能など多様なジャンルにわたる公演を行い、この地域において身近にすぐれた舞台芸術に触れる機会の提供を行っているところであります。

そこで、鑑賞型の公演における入場制限の対象のとらえ方、特に未就学児童に対する考え方のお尋ねがありました。鑑賞型公演につきましては、その内容や目的、状況により、年齢による入場制限を行っているものがありますが、これはよりよい環境での鑑賞空間を提供するためのものであり、この入場制限を行う場合には次のような理由があります。

1点目に、ある程度の年齢によらないと内容の理解が難しい場合、2点目として、演出上の都合により、暗転や大音量の効果音がある場合、3点目として、クラシック音楽など公演内容により、静かな環境が求められる場合、4点目として、出演者による要望があり、それが妥当であると考えられる場合などであります。

いずれも多くの観客同士が1つの空間に身を置いて、互いにすぐれた舞台芸術を鑑賞するためには、マナーを守ることが肝要であり、そのためには年齢による入場制限が必要な場合もあ

ると考えております。

サンライズホールオープン当初は、入場制限を設けることを少なくした経緯がありますが、むずかる、声を上げる、泣く、動き回るなどの行為が当然のようにあり、それを気にかけないという同行者のマナーの問題などがアンケートなどでも強く指摘されたことがあります。また、大人の観客でも他の観客への迷惑が目立つようであれば、退席していただいたこともあります。公演が有料、無料であることを問わず、一部の観客のマナーの悪さで多くの観客に迷惑をかけるおそれが大きいとすれば、そうならない方法を選択せざるを得ないと考えております。

これまでサンライズホール開館以来、約250回ほどの自主事業を開催してきた中で、約半数ほどの公演について入場制限を行ってまいりました。特に、近年は出演者側からの要望や公演内容の性質により入場制限をさせていただくことがあるというのが現状となっております。未就学児童を対象としての制限をかけることは反対に、大人の方の参加を制限したり、内容によりましては女性のみというような参加型事業もありました。

1つの事業ですべての年齢層や御要望におこたえできない場合もあり、そのようなものにつきましては、やむを得ず対象者を制限することがあります。幅広い事業を数多く展開する中で、多種多様な市民、観客、利用者の皆様に喜びと満足を感じていただけるような展開を今後も目指したいと考えております。

いずれにしましても、公共のホールとして、入場制限をすべき特別な理由がない限り、子供からお年寄りまで、よりよい環境で多くの市民に良質の舞台芸術を鑑賞していただき、満足していただくことが基本と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 池田 亨議員。

17番（池田 亨君）（登壇） それでは、再質問させていただきます。

2つですね、ちょっと確認のためにしたいと思います。

1点は、契約書の関係です。

答弁の中でですね、はっきり聞き取れなかったんですけども、検討するというふうに言われたのかどうかですね、それを確認したいと思います。もし検討するのであればですね、あの契約書の中にですね、何といいますか、責任の所在を明確に入れるということで検討するのかどうか、そこを1つ明らかにしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、最後にですね、御答弁いただいた未就学児の入場制限については、これは必要だからやっている、こういうことなんで、必要でないのにですね、やるということはないと思います。ただですね、年齢が一定の年齢に達していないから、そういった鑑賞能力がないというふうなですね、そういう決めつけ方は果たしてどうなのかなと、そう思うんです。

先ほどですね、どなたか自己責任という話をされました。まさしく見る方ですね、自己責任でそれは管理すればですね、事足りることです。こういったですね、マナーについては、行政からですね、どうせいこうせいというような指示をされてですね、するようなものではない

と、私はこう思うんです。

そういった意味で、私はですね、子供だからそういった鑑賞能力がないというとらまえ方はですね、いかななものかなと、そう思うんです。むしろそういった子供にもですね、子供を引きつけるだけの演出能力がないからですね、子供のですね、そういった関心を得られないのではないか、そういうふうに言ってもですね、いいような、そんな感じがしました。

この関係ですね、もう1回答弁をいただいて、納得ができなければですね、直近の特別委員会でも議論をさせていただきたいと思います。

以上です。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 再質問にお答え申し上げます。

まず、賃貸借契約の関係で、貸し手と借り手の関係の中で、貸し手の側ですね、施設の修繕については、民法606条の規定に基づきまして、契約書の中に記さなくてもですね、責任としては当然あると、これは民法606条の条項でございますけれども、ただ、こういった関係で多くの契約書はそういった書き方がなされているわけでございますけれども、契約書をいろいろ調べてみますと、貸し手側の責任というのを改めて契約書の中に入っている契約書も見受けられるわけでございますので、そういったことも含めてですね、契約書の中にそういった条項を入れるかどうかについて改めて調査してですね、検討したいということでございますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 今、未就学児童のですね、入場制限の関係で再質問が実はございましたけれども、行政がですね、これについてはですね、入場制限をすべきではないというお話でございますけれども、現実的にですね、私どもとしての入場制限を行う場合についての理由ですとか、当初ですね、あさひサンライズホールでは入場制限はほとんど行っていなかったという実は経緯もですね、お話をさせていただいたんですが、その時点ですね、現状としていろいろ歩き回るとか、子供が泣き叫ぶですとか、そういう状況がですね、多々ありましてですね、そういう状況の中で、当然ですね、公演に当たってはですね、お金もいただくという部分を含めてですね、お客様はですね、当然来るときにですね、静かに聞いてですね、自分自身もお金の中で納得をするという形になろうかと思えます。

今、池田議員さんからですね、お話がありましたけれども、全体的にですね、行政というよりもですね、当然その部分についてはですね、ある程度の入場制限をしなければですね、当然今お話のあったようなことがですね、いろいろ起きてまいりますし、その状況の中でですね、例えば起こった場合についてですね、その会場でのいろいろなトラブルですとか、そういう状況も多々あるかと思えますので、我々としてはですね、できる限り会場でのトラブルを避けると同時にですね、今後においてもですね、できるだけ入場制限は避けるような形はとりたい

と思っておりますけれども、状況の中ではですね、どうしてもそういうふうな形をとらざるを得ないということがございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時34分散会）